

被扶養者資格確認調査 よくあるご質問

No.	ご質問	回答
1	昨年の調査と比べて状況に変更ないが調査票は提出するか	監督官庁の指導により、状況に変化がなくても調査票をご提出ください。ご協力お願いいたします。なお、「調査票」の提出が不要とご案内した方につきましては、不要です。
2	調査票の提出が不要となるのはどのような場合か	事前に健保組合が情報提供ネットワークシステムを利用して自治体などが保有する令和4年度の所得情報を正しく取得できた対象者の内、収入が100万円未満の方は、令和5年以降も引き続き状況が変わっていなければ調査票の提出は不要です。（農業・不動産・営業所得等がある場合を除く） 情報を正しく取得できなかつたり、100万円以上の収入がある場合は調査票の提出をお願いしています。なお、情報を正しく取得できない理由として「確定申告していない」などが考えられますが、詳細は自治体の登録方法などが関係してくるため、当健保組合ではわかりかねます。
3	現在、無職だが、就職活動中で、4月に就職予定である。調査票にはどのように記載すればよいか	既に就職先が決まっている場合は調査票の裏面「備考欄」に「令和6年4月就職のため、扶養から外れる予定」とご記入ください。なお、「Q5. 令和6年1月～12月の収入見込みをご記入ください」は「なし」にチェックしてください。 就職先が決まっていない場合は「Q5. 令和6年1月～12月の収入見込みをご記入ください」の「なし」にチェックしてください。
4	健保組合が取得した自治体や年金機構が保有する所得情報はこの調査以外に使用されることはあるか	この調査以外の目的で使用することはありません。
5	調査票の提出が不要とされていたが、令和5年10月頃から働き始めたため、現在は収入があるが、本当に提出しなくてもよいか	情報提供ネットワークシステムより取得できる情報は令和4年分であり、その収入が100万円未満であることが確認された方について、調査票の提出が不要となっています。そのため、令和5年中にアルバイトを始めた、年金をもらうようになったなど、状況が変わり、収入がある場合には、恐れ入りますが、送られてきた調査票にご記入の上、期日までに被保険者の職場の健康保険担当者にご提出ください。
6	調査票を紛失したり、書き直したい場合どうすればよいか	当健保組合ホームページ内「各種申請書」より調査票を印刷してご使用ください。 また、右のQRコードよりGoogleフォームでの回答も可能です。 
7	Googleフォームで回答した内容を訂正したい場合どうすればよいか	業務課(054-282-1416)までご連絡ください。
8	Googleフォームで提出した場合、紙の調査票は提出しなくてもよいか	Googleフォームでご提出いただいた場合、紙の調査票の提出は不要です。
9	非課税分の収入も記入しなければいけないのか	健康保険では、課税・非課税を問わずに恒常的に受けられるものはすべて収入としてとらえることとなっています。そのため、遺族年金・障害年金や非課税の通勤費等もご記入ください。

被扶養者資格確認調査 よくあるご質問

No.	ご質問	回答
10	送られてきた調査票に印字された住所が異なっているが、訂正は必要か。別途、住所変更（訂正）のための手続き等はあるか	調査票に印字された住所に二重線を引き、正しい住所をご記入の上、調査票を提出してください。別途、住所変更（訂正）のための手続きはありません。ただし、この調査票を提出した後に住所を変更する場合は当健保組合のホームページより「住所変更届」をダウンロードして必要事項をご記入の上、事業所の健康保険担当者にご提出ください。
11	対象者と別居している場合の提出書類を教えてください	金融機関の振込票の控えや送金した通帳の写しなど、被保険者の名義で対象者の口座に入金していることがわかるページをご提出ください。家賃や水道光熱費などを被保険者の口座から引き落としている場合はその写しをご提出ください。 また、被保険者名義のクレジットカードを対象者が使用している場合、その利用明細の中で対象者が使用したものにマーカーを引いてご提出ください。現金の手渡しは認められません。なお、18歳～24歳までの学生については提出不要です。
12	対象者が雇用保険の失業給付、出産手当金、傷病手当金などをもらっているが引き続き扶養になれるか	失業保険や出産手当、傷病手当金は1日当たり3,612円未満（60歳以上または障害年金受給者は5,000円未満）の場合に限り引き続き扶養となります。3,612円以上の場合は被扶養者異動届（減員）と健康保険証を速やかにご提出ください。
13	在学証明書は提出するか	在学証明書の提出は不要です。
14	一時的な収入増加により、対象者の令和5年収入が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）を超えてしまったが、扶養から外れなくてもいいのか	個別に状況を判断させていただきます。 調査票に加えて、「被扶養者」の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」と雇用契約書（写し）を当健保組合までご提出ください
15	対象者は妻（または夫、子）であるが、両親とは2世帯住宅にて暮らしている場合、同居別居どちらの扱いなるか	あなた（被保険者）が妻（または夫、子）と同居別居しているか質問しております。したがって、同居と回答してください。
16	季節的業務で年に1回、2カ月間だけ働いている（年収20万円ほど）がどのように記入したらよいか	調査票の令和5年および令和6年の収入（見込）に20万円と記入し、備考欄にその旨をご記入ください。
17	障害がある対象者について、福祉施設などで作業代をもらっているが記入しなくてもよいか	恒常的にうけられるものはすべて収入としてとらえることとなっていますので、その他の収入にご記入ください。